

## 第2表の3 (小)

学校名 清瀬市立清明小学校

### (3) 生活指導・進路指導

#### ア 生活指導

- ・いじめ、不登校の早期発見、早期対応、早期解消に向け、スクールカウンセラー等と連携し相談機能の充実を図る。また、月1回及び、必要に応じて開かれるいじめ防止対策委員会で、指導方針の共通理解を図ると共に、関係機関と連携し早期対応・早期解消に努める。
- ・年3回(6月、12月、2月)にアセスを実施する。スクールカウンセラーと連携し、児童一人一人の学級での適応感を把握し、学級経営や不登校、いじめの未然防止に生かす。
- ・困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるため、SOSの出し方に関する教育を第5, 6学年で実施する。

#### イ 進路指導

- ・キャリア教育年間指導計画に従い、各教科や領域等を通し、また、地域との連携を図った体験学習等を通して、特に自己理解・自己管理能力の育成を図る。

### (4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

#### ア 学校全体としての指導

##### (ア) 特別支援教育の充実に関わること

- ・教師間における指導方法の共通理解を図り、ユニバーサル・デザインを取り入れた授業改善に取り組み、児童ができる喜びと分かる楽しさを実感できる指導を推進する。
- ・月1回の校内委員会において、特別支援教室の担当教員が通常級の担任等に対し支援の仕方等について情報の共有化を図り、一致した指導体制を作る。

##### (イ) 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・日本語習得状況を把握し日本語指導が必要な児童には校内委員会を開き、保護者と連絡を取り、速やかに日本語指導へつなぐ。

##### (ウ) 不登校児童への配慮に関わること

- ・連続して3日以上欠席等の場合は担任が家庭に連絡をし、状況を把握する。月に1回不登校対策委員会を開き、支援の仕方等について検討し、家庭や関係機関と連携をとり、組織的に対応する。
- ・一人一台端末でオンライン授業配信をし、学習等について支援を行う。オンライン授業に参加できない家庭には、週1回の家庭訪問を実施し、児童の生活や学習の様子を把握する。
- ・「登校支援シート」を活用し、確実な引継ぎを行い。

#### イ 特別支援教室における指導及び配慮事項

##### (ア) 自立活動

- ・個別指導と小集団指導を適切に取り入れ、対人関係を改善して情緒の安定を図る。
- ・学校生活や社会生活への適応を目指し、社会性の伸長を図る。

##### (イ) 配慮事項

- ・個に応じた支援(合理的配慮)を踏まえ、必要な教材を工夫し指導の改善を図り、学習上、生活上の困難の改善を目指す。
- ・特別支援教室専門員、巡回臨床発達心理士、教育相談室等の専門機関と連携し、児童の実態の変容の把握に努める。